

南九州市公印の押印の特例に関する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 11 日

南九州市長 塗木 弘幸

南九州市規則第31号

## 南九州市公印の押印の特例に関する規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、行政事務の効率化を図るため、規則その他の規程（以下「規則等」という。）による施行に用いられる文書（以下「施行文書」という。）への公印の押印の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

### (公印の省略)

第2条 施行文書は、規則等の定めにかかわらず、次に掲げるものを除き、公印の押印を省略できるものとする。

- (1) 法令等の規定により公印の押印が義務付けられているもの
- (2) 許可・認可等の行政処分に関する文書（申請どおりの決定をする文書を除く。）
- (3) 権利義務又は法的地位に重大な影響を及ぼすもの
- (4) 儀礼的に公印を押印すべきもの
- (5) 各種証明に関するもの
- (6) その他市長が特に必要と認めるもの

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日より適用する。

#### (経過措置)

- 2 この規則の規定により公印を省略できる文書は、規則等の定めにかかわらず、規則等が改正されるまでの間、所要の調整をし、施行文書とすることができる。